

広島県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第十三号

#### 広島県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

広島県情報公開条例施行規則（平成十三年広島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九条（略）</p> <p>第十条（写しの送付の求め）</p> <p>第十条 実施機関の開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、当該行政文書の写しの送付を求めることができる。</p> <p>21 前項の場合において、当該送付に要する費用は前納とし、郵便切手で納付する方法とする。ただし、条例第十六条第一項第三号の規定による場合は、当該送付に要する費用を徴収しない。</p> <p>第十一条 第十三条（略）</p> <p>第十四条（用紙及び光ディスクの規格）</p> <p>第十四条 条例別表備考に規定する規則で定める用紙の規格は、日本産業規格A列三番又はA列四番とする。</p> <p>21 条例別表備考に規定する規則で定める光ディスクの規格は、日本産業規格X〇六〇六、X六二四一、X六二四九、X六二五一、X六二五二、X六二八一若しくはX六二八二に適合するもの又はこれらと互換性のあるもので、直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。</p>	<p>第九条（略）</p> <p>第十二条（審査会提出意見書の閲覧等）</p> <p>第十三条 広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成十六年広島県条例第五十号）第十二条第一項の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めようとする者は、別記様式第十六号による情報公開・個人情報保護審査会提出意見書（資料）閲覧等申出書を審査会に提出しなければならない。</p> <p>21 審査会は、前項の申出があつた場合は、別記様式第十七号による情報公開・個人情報保護審査会提出意見書（資料）閲覧等回答書により回答するものとする。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第3条関係）

行政文書開示請求書

（略）

（略）

開示の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧
	<input type="checkbox"/> 写しの交付
	交付方法 <input type="checkbox"/> 窓口受取 <input type="checkbox"/> 郵送
	交付媒体 <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 光ディスク

（略）

注（略）

（略）

（略）

注（略）

改正前

別記様式第1号（第3条関係）

行政文書開示請求書

（略）

（略）

開示の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧
	<input type="checkbox"/> 写しの交付 <u>（<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送）</u>

（略）

注（略）

（略）

（略）

注（略）

















様式第15号 (第11条関係)

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書	
(略)	
(略)	
審査請求に係る 開示決定等	(略)
(略)	
注 (略)	

様式第15号 (第10条関係)

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書	
(略)	
(略)	
審査請求の内容	(略)
(略)	
注 (略)	

様式第16号 (第13条関係)

様式第17号 (第13条関係)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。